第２次北九州市いきいき長寿プラン

（令和３（２０２１）年度

～令和５（２０２３）年度）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護公募

募集要項

令和３年７月１日

北九州市保健福祉局介護保険課

目　次

１　はじめに（公募について）
２　公募の対象事業所について　・・・・・・　２ページ
３　公募の対象者について

４　応募書類様式の請求について
５　応募意向確認書の提出について　・・・・・・　３ページ
６　応募書類の提出について

７　応募書類について　・・・・・・　４ページ

８　今後の日程について（予定）　・・・・・・　５ページ
９　選考方法と結果について

１０　整備の方針（応募要件）について　・・・・・・　６ページ

１１　留意事項　・・・・・・　８ページ

１２　禁止事項と欠格事項等について（重要事項）　・・・・・・　９ページ
１３　その他の留意事項

１４　問い合わせ先について　・・・・・・１０ページ

別添　評価基準

１　はじめに（公募について）

○　本市では、第２次北九州市いきいき長寿プラン（令和３（２０２１）年度～令和５（２０２３）年度）に基づき、計画的に定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備を行うため、事前協議制指定申請（補助金なし）による整備に加え、公募（補助金あり）による整備を行います。評価基準や関係法令等を十分にご理解の上、ご応募ください。

○　これからの人口減少社会を見据え、今後の法人運営や施設の持続可能性を踏まえ、事業規模や運営内容などについて十分検討し、審査基準及び関係法令等を理解の上、応募してください。

○　なお、この公募において選定されなかった場合も、事前協議制指定申請（補助金なし）を行うことはできますので、資料が必要な方は申し出てください。（並行して申請はできません。）

今回募集する定期巡回・随時対応型訪問介護看護には、事業所整備に伴う建設補助金はありません。

事業所開設に伴う備品等補助金は、開設日により補助金の額（予定額）が変更する可能性があります。

なお、指定する開設日以外で事業所を開設する場合は、補助金の予算年度及び交付手続き上、補助金が交付できません。

あらかじめご了解の上、ご応募ください。

※　事前協議制指定申請（補助金なし）であれば、開設時期に制限はありません。

２　公募の対象事業所について

○　今回募集する事業所は次のとおりです。

○　定期巡回・随時対応型訪問介護看護　　２か所

※　一体型・連携型どちらでも可

３　公募の対象者について

○応募できる方は、次のとおりです。

○　法人であること（法人種別は問わない）

○　３年以上の介護保険事業運営の実績を有し、法人として適正かつ安定した経営を維持していること。

４　応募書類様式の請求について

〇応募意向のある方は、下記のとおり電子メールで、応募書類様式を請求してください。

【請求先電子メールアドレス】: ho-kaigo@city.kitakyushu.lg.jp
※上記メールアドレス宛に、以下のことを記載して送信してください。
確認次第、「応募意向確認書」及び「応募書類」の様式のデータを送付します。
①電子メールタイトルは、次のとおり記載してください。
「定期巡回・随時対応型訪問介護看護応募書類様式の請求」
②メール本文　・法人名
・代表者名、担当者名
・担当者の連絡先（電話番号、FAX 番号、電子メールアドレス）

５　応募意向確認書の提出について

〇応募する予定の方は、『応募意向確認書』（別途請求様式）を、次の提出期限までに必ずＦＡＸ、又は郵送で提出してください。

【応募意向確認書の提出期限】

令和３年７月３０日（金）１７時００分まで

※応募意向確認書を提出されない場合、公募への応募ができませんので、必ず提出してください。

〇応募意向確認書の提出先
〒803-8501 北九州市小倉北区城内１番１号
北九州市保健福祉局地域福祉部介護保険課（北九州市役所９階）
TEL:093-582-2771、FAX:093-582-5033
※郵送する場合は、封筒の宛名の横に「定期巡回・随時対応型訪問介護看護応募意向確認書在中」と朱書きしてください。
〇期限到来後、応募意向確認書の提出状況を北九州市ホームページ「介護保険事業者の公募と整備計画」で公表します

６　応募書類の提出について

〇応募書類（別途請求様式）の提出期限は次のとおりです。

【応募書類の提出期限】

令和３年８月３１日（火）１７時００分まで

※期限厳守

※必ず法人の担当者が『持参』してください（郵送不可）。
※１７時００分を過ぎて持参した場合は受付できませんので、必ず期限までに持参してください。

〇応募書類の提出先

北九州市小倉北区城内１番１号
北九州市保健福祉局地域福祉部介護保険課（北九州市役所９階）
TEL:093-582-2771、FAX:093-582-5033

〇期限到来後、応募意向確認書の提出状況を北九州市ホームページ「介護保険事業者の公募と整備計画」で公表します

７　応募書類について

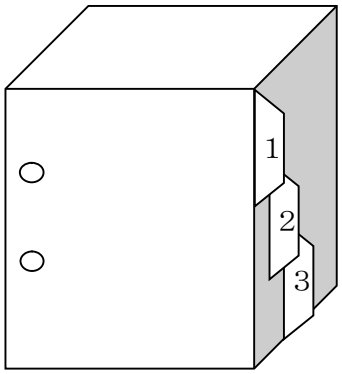

〇応募書類は、Ａ４サイズで作成し、ファイリングしたものを**２部（正本１部、副本１部）**提出してください。

※副本は正本をそのままコピーしたもので構いません（原本証明を行う必要はありません。）。

※ファイルは、パイプ式ファイル、Ｄリングファイルを使用してください。フラットファイル等の紙製のファイルは使用しないでください。

※ファイルの表紙及び背表紙に、公募の種類「定期巡回・随時対応型訪問介護看護 応募書類」、法人名、正本・副本の別を記載してください。

※応募書類は、番号入り仕切紙（白紙に番号のインデックスを添付したもの）を差し込み、書類番号順に綴ってください。

〇**応募書類の提出に合せて、提出書類のデータ（応募書類様式集「応募書類一覧表」のデータ欄に「●」があるもの全て）を保存した記録媒体（ＣＤ－Ｒ）を併せてご提出ください。**

〇応募書類は、提出分とは別に応募者の控えを作成し、保管してください。

〇応募書類の様式は、必ず今回の公募用の様式を使用してください。過去の公募用の様式は使用しないでください。

８　今後の日程について（予定）

令和 3(2021)年 7 月 30 日	応募意向確認書の提出期限
令和 3(2021)年 8 月 31 日	応募書類の提出期限
令和 3(2021)年 10 月上旬 ～令和 3(2021)年 10 月下旬	書類審査・ヒアリング
令和 3(2021)年 11 月上旬 ～令和 3(2021)年 11 月中旬	学識経験者等で構成された第三者機関での専門的な検討
令和 3(2021)年 12 月上旬	事業予定者の選定・結果の通知
① **既存の建物で開設する場合** ～令和 4(2022)年 3 月 ② **新設の建物で開設する場合** ～令和 4(2022)年 10 月	補助金交付申請 介護保険法に基づく指定申請 竣工（～開設の 1 月前） 申請書類審査・現地確認等（～開設の 2 週間前）
① **既存の建物で開設する場合** 令和 4(2022)年 4 月 1 日 ② **新設の建物で開設する場合** 令和 4(2022)年 11 月 1 日	指定（事業開始）

９　選考方法と結果について

（１）公募審査の流れ

応募 → **・書類審査
・ヒアリング** → **第三者機関での専門的な検討** → **事業予定者の選定** → **結果の通　知**

○事業予定者の選定は、書類審査及びヒアリングの結果（評価）を基に、学識経験者等で構成された第三者機関で専門的な検討を行い、その意見を聞いた上で市が決定します。
○書類審査及びヒアリングは、評価基準（別添）に沿って行います。

（２）書類審査について

○応募書類のうち、評価基準の【基本項目】に該当する項目については、審査基準に適合しているか否かについて審査します（必須要件）。
○「運営方針等の提案（以下、「提案書」という。）」は、応募者の当該事業に対する考え方や取組みの具体性等を評価するためのものです。
○提案書の記載内容については、後日、一問一答形式による聞き取りを行い、提案内容の具体的な考え方や法令等への理解等を確認した結果と併せて、総合的に評価します。
○評価は、【評価項目】（審査において評価される項目）の中項目ごとに行い、その合計が、書類審査の評価結果になります。

○提案書の内容が、他の法人の提案書やインターネットを含む外部著書等から大部分を転用していることが判明した場合は、失格となることがあります。

（３）ヒアリングについて

○ヒアリングは、法人代表者や管理者予定者等に出席していただき、応募理由等（ヒアリング当日に指定する項目を含みます。）の説明を行っていただいた結果を評価します。

（４）事業予定者の選定について

○選定は、選定される点数（以下、「基準点」という。）以上の評価結果（点数）となった応募者を選定します。

○基準点に満たない応募者は、非選定になります。そのため、すべての応募者が選定されないこともあります。

○基準点以上の点数となった応募者の数が、募集した事業者数を超える場合は、点数の高い応募者から順に選定します。そのため、基準点以上の点数であっても非選定となることがあります。

１０　整備の方針（応募要件）について

○　事業所の開設場所は、北九州市内全区で応募可能。
なお、小倉南区に整備する場合は、選考に際し加点(3 点)を行う。
○　事業所の形態は、他の指定居宅サービス事業等と併設するなど、とくに形態は問わない。
※併設する事業については、それぞれの指定基準等に適合することが必要です。
○　既存の建物を利用する場合は、各種法令等を遵守した上で、令和４(2022)年 4 月 1 日までに介護保険法に基づく指定を受けられることを条件とする。
○　新設の場合、事業所の開設予定地については、各種法令等を遵守した上で、原則として事業所開設の 1 月前までに竣工、令和 4(2022)年 11 月 1 日までに介護保険法に基づく指定および開設できる場所に限る。
○　人員・設備・運営基準については、「北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」（以下「基準条例」という。）に適合すること。
○　基準条例に規定するオペレーション機器を備えること。
※ その他の必要な事項は、別記の留意事項、評価基準のとおり。

１１　留意事項

（１）応募者について

下記の条件をすべて満たしている法人であることを応募の条件とします。

○　介護保険法第 78 条の 2 第 4 項各号及び第 115 条の 12 第 2 項各号に該当しないこと。
○　本市が定める指定条件を満たしていること。
・法人が経営する事業所に対し、国・県・市による指導・監査が行われた場合は、指摘事項を改善していること。
・介護給付費等返還金がある場合は、誠実に返還していること。

○　３年以上の介護保険事業運営の実績を有し、法人として適正かつ安定した経営を維持していること。

○　北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 11 条に定める者及び団体に該当しないこと。（同条例第 16 条及び第 21 条の準用規定を適用）

（２）資金計画について

○　事業所整備に必要な資金の確保については、関係法令等を十分に理解して資金計画を立ててください。

○　資金状況確認のため、法人の預貯金残高証明（令和３年７月１日現在のもの）をご提出いただきます。その他必要に応じて書類の提出を求めることがあります。

（３）補助金の算定について

○　本公募において選定された事業所の備品等補助金の予定額は、下記のとおりです。

○　なお、補助予定額については、最大額であり、この補助予定額を確約するものではありません。

【補助予定額　11,200 千円／事業所数　】

※整備にかかる費用が上記の額よりも少ない場合は、実際の額で算定してください。

※補助金を受けて購入したのち、事業の廃止や別の事業への転用等を行う場合は、原則補助金の返還が必要になるのでご注意ください。

（４）資金の借入先について

○　資金の借入は、次の団体又は金融機関から行ってください。

① 独立行政法人福祉医療機構（大阪支店福祉審査課融資相談係　電話：06-6252-0216）

② 北九州市社会福祉協議会

③ 民間の金融機関

○　民間の金融機関から借入を行う場合は、次の要件を満たす必要があります。

○　独立行政法人福祉医療機構の利率０．３２～０．７０％（令和３年６月時点）と同程度又はそれ以下であること。

○　社会福祉法人の場合は、資金の借入先が制限される場合があるので、公募へ応募する旨を含め、事前に法人の所管課に確認してください。

（５）運転資金について

○　新設事業所の運営収入が確保されるまでの運転資金として、次の額に相当する現金、普通預金又は当座預金等（令和３年７月１日時点）を、自己資金として確保していることを応募条件とします。（自己資金は現金、普通預金であり、銀行等からの借入は不可とします。）

◎ 併設事業も含め、年間事業費の 12 分の 3 以上に相当する額

※ 年間事業費は、応募書類 NO25「資金収支（見込）計算書」（様式 7-1）の「支出計④」の額を算定基礎としてください。

※ 年間事業費は 1 年目の収支を基礎として差し支えありませんが、12 分の 3 は最低基準であり、開設前からの職員採用なども想定し、実際に必要な運転資金を確保してください。

（６）資金収支計画について

○　資金収支計画については、事業開始から２年間の計画を立ててください。

○　同時に整備する併設事業がある場合は、すべての併設事業について、それぞれ２年間の資金収支計画を立ててください。

○　収入や支出については、各事業者の経営方針で計画的な見込みを立てて、利用者確保の見込み（稼働率）や、人員配置、職員の採用計画などに基づき算定してください。

（７）備品等補助金について

○ 備品等補助金の補助を受けて備品等を購入する場合は、公共団体の備品調達に準じた競争入札等によって契約業者を決定する必要があります。

・補助金の交付決定前及び競争入札によらない方法で契約業者を決定した場合は、補助金を交付することはできません。

（８）土地・建物について

○　建設予定地が都市計画法など各種関係法令の規制にかかる場合は、応募書類の提出前までに関係部局等との協議を終え、確実に建設ができる状況にしてください。

○　開設予定地が市街化調整区域内の場合は、北九州市建築都市局開発指導課などの関係部署と協議し、建設や開設の可否について確認してください。
※北九州市開発審査会審査基準第２１号に係る担当部局からの副申を出すことはできません。

○　建物については、都市計画法及び消防法のほか福岡県福祉のまちづくり条例にも適合していることを確認してください。

○ 既存の建物（民家等）を利用する場合は、原則として、建築基準法上の「用途変更」が必要か、本市建築都市局建築審査課に応募前に確認しておいてください。

○　建物の図面については、原則として公募選定後の変更は認めないため、**あらかじめ関係法令等への適合について確認**するとともに、事業運営を開始した際に実際の建物を使用することとなる**現場職員（介護職員・看護職員等）の意見を踏まえて作成**したものを提出してください。

○事業所運営に必要な土地・建物を賃借する場合は事業開始後、おおむね 10 年以上賃借が確実であることが必要です。

★土地・建物を購入により取得（賃貸借）する場合、応募の段階では所有権を取得（賃貸借契約が成立）していなくても、売買（賃貸借）が確実であることが確認できれば応募は可能です。条件付契約書等（公募で選定されなかった場合に無効となる条件付き契約等）を提出してください。

★社会福祉法人が法人所管部署へ事前に相談することなく土地や建物を購入する場合は、資金流出とみなされることがあるので、所管部署に必ず事前にご相談ください。

（９）地域住民等への説明について

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を開始することについて、地域住民等に事前に説明を行い、理解を得るようにしてください。

○説明を行う地域住民等の範囲（予定地の近隣に居住している住民、自治会や町内会などの組織等）については、地域の実情を十分に把握した上で検討してください。

※隣接地権者、隣接住民には、必ず説明を行い、了承を得てください。

※地域住民等への説明は、同意書を形式的に求めるものではなく、施設建設や事業が円滑に進められるように、そのことを地域住民等が十分に理解し、協力が得られることが重要です。

○自治会、町内会への連絡先等の照会には応じられませんので、ご了承ください。

（１０）事業所の人員について

○　開設までに所要の人員を確保できるよう、事業所職員の採用時期や募集期間等、事業所の開設時期や工期について、十分にご検討ください。

○　事業所職員は、事前研修の期間を考慮して採用してください。

（１１）介護保険法に基づく指定について

○　公募で選定された事業予定者は介護保険法に基づく指定申請を行うこととなります。

○　介護保険法に基づく指定申請については、開設予定日の３ヶ月前に提出していただきます。

１２　禁止事項と欠格事項等について（重要事項）

○次の事項に該当する場合は、審査及び選定の結果に関わらず失格とする。

- **第三者機関の構成員に対し、直接、間接を問わず連絡を求め、又は接触した場合**
- **応募書類の内容に重大な不備又は虚偽が認められる場合**
- **応募後に重要な事項（建設場所、定員、寄付者等）を変更した場合**
- **予定していた自己資金が、資金計画の額を下回り、事業の運営に支障があると認められる場合**
- **市民や第三者の疑惑や不信を招く行為を行ったと市長が認める場合**
- **応募者の役員等が、北九州市暴力団排除条例（平成２２年北九州市条例第１９号）に規定する暴力団員等であった、又は密接な関係があることが判明した場合**

１３　その他の留意事項

○応募者は、応募書類の提出をもって、応募条件等の公募内容を承諾したものとみなします。

○応募者から提出された応募書類等の著作権は、それぞれの応募者に帰属します。

○応募書類の提出に要する経費については、選定結果にかかわらず、本市は一切負担しません。

○辞退について

・応募書類の提出後、事業予定者の選定前までに、やむを得ない事由で辞退する場合は、辞退届（任意様式）に辞退する理由、法人名を記載し、代表者が「署名」又は「記名、押印」の上、提出してください。

・事業予定者として選定された後に辞退することは、本市の介護保険事業計画及び老人福祉計画に大きな支障を来たすことになります。その影響を十分に認識した上で、確実に事業が実施できる見込みをもって応募してください。

・事業予定者として選定された後に後に辞退した場合は、第２次北九州市いきいき長寿プラン（令和３（２０２１）年度～令和５（２０２３）年度）に基づいて実施する施設整備の公募に応募することができなくなります。

・事業予定者名として選定された後に辞退する場合は、法人名、代表者名及び辞退理由等を公表します。また、必要に応じて第三者機関等で説明を行っていただくことがあります。

１４　問い合わせ先について

○応募に当たって不明な点等がある場合は、質問票をＦＡＸで送付してください。内容によって折り返し回答またはＱ＆Ａとして回答します。

○相談等で来庁する場合は、必ず事前に連絡の上、日時を予約してください。また、設計事務所や不動産業者等による単独での相談は受け付けていませんので、必ず法人責任者が来所してください。

○公募に関する応募状況は、北九州市ホームページ「介護保険事業者の公募と整備計画」で公表します。
トップページ『サイト内検索』から、「介護保険事業者の公募と整備計画」と入力し、「検索」
トップページ ＞ くらしの情報 ＞ 福祉・人権 ＞ 介護 ＞ 介護保険事業者の公募と整備計画

○公募の応募状況や審査状況等についての個別の回答できませんのでご了承ください。

【問い合わせ先】
〒８０３－８５０１　北九州市小倉北区城内１番１号（北九州市役所９階）
北九州市保健福祉局介護保険課施設サービス係
担当：瀬戸口、高橋、木村、福富
電話：０９３－５８２－２７７１、ＦＡＸ：０９３－５８２－５０３３
電子メールアドレス：ho-kaigo@city.kitakyushu.lg.jp

評　価　基　準

以下の要件を満たさない場合は、募集数に達していなくても選定されません。

◎　基本項目について

すべての項目において、基準に適合していること。

◎　評価項目について

評価結果が、基準点（60 点）以上であること。

事業所整備の評価基準（審査の着眼点）

【基本項目】　◎審査基準に適合しているかどうかを審査する項目（必須要件）

■事業所開設者（法人）に関するもの

大項目	中項目	評価基準
開設者（法人）	介護保険法に基づく欠格条件	介護保険法第 78 条の 2 第 4 項各号及び第 115 条の 12 第 2 項各号に該当しないこと
	介護サービス事業者からの暴力団等排除のための措置に基づく欠格条件	「北九州市介護サービス等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」第 11 条第 1 項に定める者及び団体に該当しないこと（同条例第 16 条及び第 21 条により準用）。
	本市が定める指定条件	法人が経営する事業所に対し、指導・監査が行われた場合は、指摘事項を改善していること 介護給付費等返還金がある場合は誠実に返還していること
	事業経営の実績	法人として適正かつ安定した経営を維持していること

■事業所整備の確実性に関するもの

大項目	中項目	評価基準
資金計画等	資金の確保	事業所整備の資金確保が確実であること また、運転資金は併設事業も含め、年間事業費の 12 分の 3 以上の資金を確実に確保できること
	償還計画及び収支計画	償還計画を含めた収支計画が適正であること
土地・建物	開設予定地	事業所の開設予定地については、各種法令等に従い、原則として事業所開設の 1 月前までに竣工し、次の日程までに開設できる場所であること （既存の建物で開設する場合）令和4（2022）年 4月1日 （新設の建物で開設する場合）令和4（2022）年 11 月1日
	土地・建物の確保	土地・建物は、自己所有又は条件付売買契約書、条件付賃貸借契約書等で確実に確保できることが確認できること ※賃借の場合は 10 年以上の賃借が可能であること ※社会福祉法人の場合は、社会福祉法第 25 条及び関連通知・基準の規定に注意
	土地の各種法令等適合	土地は、土砂災害特別警戒地域等に指定されていないなど、各種法令等に適合していること
	建物の各種法令等適合	建物は、必要な設備の有無などが建築基準法、消防法など各種法令等に適合すること（福岡県福祉のまちづくり条例にも適合すること）

（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）

事業所整備の評価基準（審査の着眼点）

■事業所整備の確実性に関するもの（つづき）

大項目	中項目	評価基準
地域との関係	地域住民に対する説明	地域の実情を十分に把握したうえで、地域住民（実際に近隣に居住している住民のほか、自治会や町内会などの組織についても）に対する説明が十分になされ、理解と賛同が得られるようにしていること
	隣接地権者に対する説明	隣接地権者及び近隣住人に対する説明が十分になされ、理解と賛同が得られるようにしていること
その他	通信機器及びシステムの導入	利用者がオペレーターに随時通報できる通信機器等が、随時対応サービスを行うために適当な仕様、機能となっていること また、利用者にとって使いやすいものとなっていること

■事業所の指定基準等に関するもの

大項目	中項目	評価基準
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	指定基準等との適合	基準条例及び介護保険法等に基づく指定基準（人員基準・設備基準・運営基準）に適合すること

事業所整備の評価基準（審査の着眼点及び配点）

【評価項目】 ◎審査において評価される項目

大項目	様式 N0	中項目	主眼・着眼点	配点
基本方針	1	法人の経営理念、 事業所の基本方針	社会福祉を目的とする事業者（介護保険事業を営む事業者）としての経営理念（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業の意義や役割を踏まえたもの） また、経営理念を具体化した事業所運営の基本方針	5
運営方針	2	安定した事業運営に向けた取組み	開設予定地周辺の地域特性を踏まえ、事前の市場調査等に基づく経営策や安定かつ継続的にサービスを提供するための事業運営について基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策	5
	3	利用者増対策	安定した事業運営を継続することに加え、地域の利用者増に向けた基本的な考え方と具体的な取組み及び見通し、それを実現し継続するための課題と方策	4
	4	利用者一人ひとりへの質の高いサービス提供	利用者の立場に立って、利用者が安心して利用することができる、一人ひとりの心身の状況に応じた質の高い介護サービスを、安定して提供し続ける為の基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現するための課題と方策、	5
	5	認知症高齢者ケア	認知症の症状の進行を緩和し、在宅において安心して日常生活を送ることができるための取組みなど、認知症高齢者ケアに対する基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策	4
	6	主治の医師との連携	看護サービスの提供にあたって求められる主治の医師との密接な連携について基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策	4
	7	居宅介護支援事業者等との連携	利用者の在宅生活を支援するため、地域での生活全般のマネジメントを行う居宅介護支援事業者や保健医療サービスなど他のサービスを提供する者との密接な連携について基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策	4
	8	地域包括支援センター等との連携	地域包括ケアシステムの構築に向けて、「介護・医療連携推進会議」の設置を含め、地域包括支援センター等と密接な連携を図っていくための基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策	4
	9	職員の育成・職場環境	事業所で働く職員のやる気や満足度を高めるための職場の環境づくりなどについて基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策	5
	10	人員の確保等	定期巡回・随時対応サービスを提供するため訪問を行う介護員・看護職員の確保について、また、連携事業所の場合は、事業者間で十分な連携体制を確保するための基本的な考え方と具体的な取組み及び見通し、それを実現し継続するための課題と方策	5

	11	利用者への情報提供・情報公開	利用者・家族にとって必要な情報の提供や説明及び情報公開、適正な表示等について基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策	5
利用者保護対策	12	利用者の尊厳の保持	人権やプライバシーの保護、身体拘束廃止、おむつはずしなど、尊厳の保持について基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策	4
	13	苦情解決の仕組み	様々な苦情に対する解決の仕組みについて基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策	4
	14	虐待防止対策	虐待防止や虐待対応に関する基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策	4
	15	個人情報保護対策	個人情報保護に関する基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策	4
	16	緊急・事故発生時の対応	オペレーター対応時を含めた利用者の病状の急変、誤嚥・転倒など緊急・事故発生時の対応及び、予防・再発防止についての基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策	4
	17	衛生管理等の対策や、感染症等への対応	日常的な衛生管理から感染症や食中毒等の防止や発生時の対応・再発防止などに関する基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策	4
ハード面・ソフト面等の事業所の特徴	18	地域包括ケアシステムに関する取組み	地域包括ケアシステムに関する基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策	5
	19	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所としての創意工夫や取組みの特徴	事業所が地域に貢献していくための具体的な取組や、家族や地域に開かれた事業所とするための方策など、ソフト面における先見性・独自性に富んだ創意工夫や考え方などの特徴	5
	20	随時訪問の提供方法	サービス提供圏域をカバーするための随時訪問の提供方法に関する工夫や取組み、サービス提供困難時の対応。随時訪問を他の訪問介護事業所や訪問看護事業所に委託で行う場合は、連携体制や条件など	6
基本方針・運営方針等に関するもの（小計）				90
その他		ヒアリング	・応募理由 ・応募事業を実施する上で、最も大切であると考えていること ・評価項目の中項目から、1 つの項目について最も大切であると考えていること。	10
合　計				100

※ 「様式№」は、提出資料様式６－１「運営方針等の提案について」の各項目の番号。